

予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

1. 改正の趣旨

ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種について、接種の実施方法を追加するに当たり、予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第11号）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種について、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの注射を行う場合には、以下の方法によることを可能とすることとする。
 - ・ 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを5月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年3月中旬（予定）
- 施行期日：公布の日